

一般地域の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）
一般地域 高さ 10m以上又は延べ面積 1,000 m ² 以上
当該行為における景観形成に関する考え方
記載欄
（１）色彩
① 色彩はまちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」（杉並区景観計画 P. 96） に定める基準に適合したものとする。
記載欄